

高畠町 町内企業・小規模事業所
エネルギー高騰対策支援事業
【公募要領】

令和8年5月
高畠町商工観光課

1 高島町 町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援事業の概要について

(1) 目的

エネルギー価格高騰等の影響により、エネルギー経費が増大し、経営に大きな影響を受けている町内企業及び小規模事業者に対して、影響緩和を図るとともに、事業の継続に向けた支援を目的とする。

(2) 交付対象者

高島町に本社又は主たる工場があり、次に掲げるいずれかに該当する者であること。

- ① 中小企業 (中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する企業)
- ② 小規模事業所 (中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者)
- ③ 大企業 (中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する企業以外の企業)

(3) 交付対象外の者

日本標準産業分類に掲げる以下の分類は交付対象外とする。

①大分類

- ・ A農林・林業
- ・ B漁業
- ・ J金融業・保険業
- ・ P医療・福祉、
- ・ Q複合サービス事業
- ・ S公務

②中分類

- ・ 81 学校教育
- ・ 93 政治・経済・文化団体
- ・ 94 宗教

(4) 要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- ①申請日時点において、営業をしていること。
- ②令和7年5月から令和8年4月までの任意の1か月間に高島町内の事業所で使用したエネルギー経費の合計額が前年同月のエネルギー経費の合計額と比較して10%以上増加していること。
- ③今後も事業を継続する意思があること。
- ④町税の未納がないこと。

なお、個人事業主については、上記に加えて、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- ①事業収入を営業等で申告していること。
- ②事業収入が他の収入を上回っていること。
- ③健康保険等の被扶養者ではないこと。

(5) 支援対象経費

表1に掲げる対象経費であること。
する。

【表1】対象経費

区分		補足
①	ガソリン	・高畠町内の事業所において事業の用に供したものであること。 ・エネルギー経費であるガソリンや軽油等の燃料代に関しては、本支援金申請者が給油取扱所等から直接購入したもののみが対象。 ・原則、領収書や振込明細等の宛名と、申請者名(会社名/個人名/屋号)、代表者名のいずれかが一致していること。
②	重油	
③	軽油	
④	灯油	
⑤	プロパンガス	
⑥	電気	
⑦	その他 ※事業用の車両・機械等を動かすための燃料に限る。 (例：バイオディーゼル燃料、事業者用水素燃料)	

なお、表2に掲げる経費は支援対象外経費とする。

- ・高畠町外の事業所で使用したエネルギー経費
- ・事業用に供したエネルギー経費以外の経費
- ・販売目的に仕入れた燃料等(ガソリン、重油、軽油、灯油、プロパンガス、電気)や製品を製造するための原材料として仕入れた燃料等
- ・混合油、エンジンオイル、カセットボンベ、添加剤等
- ・自社の役員や社員等に対して支払ったもの
- ・明細等で当該経費は判別できないもの
- ・領収書、振込データ、通帳、税理士が確認した経費一覧等、支払いが確認できる書類が提出できないもの

(7) 支援金の額等

表3に掲げる支援額及び表4に掲げる支援加算額の合計額を予算の範囲内で支援金の交付を行う。なお、従業員数の区分については、令和8年6月1日時点の従業員数(正規従業員数と、パート従業員(申請前月の所定労働時間が87時間以上の者)の合計)とし、事業主も含めた人数とする。

また、申請日の時点において、山形県が認定を行う「やまがたスマイル企業」の認定を受けている企業及び小規模事業所であるときは、表4の区分による支援金が加算となる。

【表3】支援額

従業員数の区分	支援額
1人	10,000円
2人～5人	20,000円
6人～9人	30,000円
10人～19人	50,000円
20人～29人	100,000円
30人～49人	150,000円
50人～99人	300,000円
100人～199人	500,000円
200人～299人	750,000円
300人～399人	1,000,000円
400人以上	2,000,000円

【表4】支援加算額

区分	支援金加算額
スマイル企業	10,000円
ゴールドスマイル企業	30,000円
ダイヤモンドスマイル企業	50,000円

2. 申請手続きの概要

(1) 申請先及び問合せ先

高島町商工観光課 商工振興係 担当：齋藤、八巻
 TEL 52-2019 FAX 52-1543
 URL <https://logoform.jp/form/Us5A/1543938>

【二次元コード】



持参又は上記 URL、二次元コードからの提出とする。

(2) 受付期間

令和8年6月4日（木）～令和8年6月19日（金）午後4時必着

持参の場合は、平日の午前9時から午後4時まで。

役場への持参による受付の場合、混雑を避けるため、地区または行政区毎に、以下のとおり受付日を指定。

受付日	行政区/地区 (※)	場所
6月 4日 (木)	二井宿/亀岡/和田	大会議室
6月 5日 (金)	屋代	大会議室
6月 8日 (月)	高島①	研修室1・2
6月 9日 (火)	糠野目①	研修室1・2
6月10日 (水)	高島②	研修室1・2
6月11日 (木)	糠野目②	研修室1・2
6月12日 (金)	高島③	大会議室
6月15日 (月) ～19日 (金)	全地区対象	2階商工観光課窓口

○地区 (※)

高島①・・・御入水・青葉町・安久津一・安久津二・緑町・鳥居町・駄子町・蛭沢・入蛭沢
小郡山・高安・泉岡・塩森・飯森・金原湯在家・金原熊の前・金原新田
高島②・・・大町一・大町二・大町三・横町・桜木町・荒町一・荒町二・旭町・元町三・元町
高島③・・・幸町一・幸町二・幸町三・北目・弥生町
糠野目①・・・小其塚・沢口・駅前・本町・西町・津久茂・上山崎・若葉平・元山崎・駅東
糠野目②・・・三軒屋・上町・仲町・宮町・下町・共栄・家中・蛇口・上平柳・夏苺・中瀬・
石岡

(3) 提出書類

表5に掲げる記載する提出書類を各1部提出すること。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがある。また、提出書類等の返却はしない。

【表5】提出書類

提出書類	提出部数
① 高島町町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援金 交付申請書 (別記様式第1号)	各々1部
② エネルギー経費 (月別使用額) 明細書 (別記様式第2号)	
③ 経費の根拠となる書類 (領収書等) ※税理士がエネルギー経費 の明細等を確認している場合は不要	
④ 直近の確定申告書の写し又は決算書の写し	
⑤ 振込口座報告届	
⑥ 通帳見開き1ページの写し	

<p>⑦ 「やまがたスマイル企業」の認定日と認定期間が分かる書類 ※該当する企業のみ</p> <p>⑧ その他町長が必要と認める書類</p>	
---	--

※ ①、②、⑤の様式は町のホームページよりダウンロードしてください。

(4) 支援金の交付

交付申請の後、町がその内容を審査し、適正と認めるときは、交付決定通知書を送付。その後、指定の口座に支援金を振込み。(交付申請より約2週間～1ヵ月後)

4. 注意事項等

(1) 申請者の義務

本支援金の交付決定を受けた場合には、以下の条件を順守することとする。

- ① 支援金の交付を受けた者は、申請に係る書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- ② 本支援金の交付決定後、次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、支援金の全額を返還することになります。
 - ア.偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
 - イ.高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）又は高島町町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援金交付要綱（令和8年4月20日告示第149号）に違反する行為があったとき。
 - ウ.支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(2) 次のいずれかに該当する者は交付対象者の対象外となります。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項の暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのあるもの。
- ② 法人でその役員のうち①に該当する者のあるもの

5. 問い合わせ先

〒992-0392

高島町大字高島436番地

高島町商工観光課 商工振興係 担当：齋藤、八巻

TEL 52-2019

FAX 52-1543

eメール syoukan@town.takahata.yamagata.jp